

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人: 税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

## 生活用家具の売却と税金

Q: 私は、来月ドイツに転勤することになりました。そこで、いままで使っていた家具などを近所の人達へ売ることにしたのですが、受け取るお金に税金はかかるのでしょうか。

A: 税金はかかりません。

### 【解説】

資産を譲渡した場合の利益は、一般に譲渡所得として所得税がかかりますが、自分や家族が使用している家具、什器、衣類などのように、生活に通常必要な動産の譲渡益には、税金はかからないことになっています。

ただし、生活に通常必要な動産であっても、次のもので1個又は1組の価額が30万円を超える場合の譲渡益については、所得税がかかります。

- (1) 貴石、半貴石、貴金属、真珠及びこれらの製品
- (2) ベッコウ製品、さんご製品、こはく製品、そうげ製品、七宝製品
- (3) 書画、骨董、美術工芸品

なお、生活に通常必要な動産で課税されないものを売却して譲渡損が生じても、その損失はなかったものとされますので、他の所得から差し引くことはできません。

通常、生活用動産を売却して、利益が生ずることは少ないと思います。

